



高知県立消費生活センター
地域見守り情報

実体の分からない投資話には注意が必要です！

ファンド型投資、未公開株、怪しい社債等に関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。特に、独居の高齢者を狙った悪質な勧誘には注意が必要です。周囲の見守りも重要となってきます。

【県内事例①】

数年前から、地域の独居高齢者に投資勧誘のメールが届くようになった。コンビニで電子マネーを購入しこれまで数社に対し数千万円を支払ったが、業者から入金されたことは一度もない。「最後、5万円を入金したら数百万円が手に入る、あなたに得をしてもらいたい」と言われているとのこと。貯金も底をつき、生活にも困ると思うが、どのような対処をしたらよいか。

(契約当事者：70代 男性)

【県内事例②】

数年前、知人から投資をすればお金が増えると誘われて、海外の会社に投資した。広告クーポンを運用し利益配分をするらしいが、詳しいことはわからない。また、紹介した人が投資をすれば、勧誘者は別途配当金がもらえるらしく、セミナーに参加するたびに投資を勧められ数百万円を投資した。振込先は個人名義の口座だった。2～3年前に何回か配当金を受け取ったが、その後配当はなく、県外では逮捕者も出たと聞いたので、脱会し出資金を返してほしいがどうすればよいか。

(40代 女性)

アドバイス

1. 訪問や電話での勧誘を受けて、即座に買うことはやめましょう。購入前によく調べ、慎重に検討することが重要です。
2. 預けた資金の何倍もの金額の取引ができるFX（外国為替証拠金取引）のような商品はリスクが高く、資金を失うだけでなく、追加の資金が必要となる恐れがあります。安易に手を出さないようにしましょう。
3. 買う前に事業者から渡される契約に関する書面をよく読み、理解できるまで質問しましょう。「理解できない部分があったら絶対に手を出さない」という投資の基本を守ることが大切です。
4. 不安に感じたり、困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の窓口にご相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）

